

3 人権救済申立事件の処理内訳

以下の表は、2004年度以降、当該年度中に受付をした人権救済の申立てについての各年度中における処理結果の分類件数である。

(単位:件)

年 度	新件 受付	予備 審査 不開始	移送	予備審査		本調査			併合	中止	求補正 中・審議 待ち	当該年度 措置件数(過 年度申立含 む)
				予備審 査中	調査不 開始	本調査 中	不措置	措置 (警告勸 告要望 等)				
2004	306	154	67(26)	18	4	6	0	0	2	7	22	5
2005	407	155	128(29)	13	0	4	0	2	0	11	65	7
2006	345	155	62(28)	23	5	28	0	1	0	0	43	5
2007	394	178	111(37)	16	3	6	0	0	0	0	43	5
2008	406	156	104(74)	27	3	6	0	0	0	0	36	5
2009	420	158	103(80)	30	1	4	0	0	0	1	43	4
2010	409(1)	150	107(85)	31	1	2	0	0	0	12	22	12

- 【注】新件受付：新受付数。()内の数字は、職権調査開始(人権擁護委員会の組織体制並びに事件処理等に関する準則第13条第1項に基づき、申立てによらず人権侵害の有無等の調査を開始すること)の件数。
- 予備審査不開始：事案の性質その他の事情により措置をとることが見込まれないことが明らかな事件等。
- 移送：弁護士会等において調査・研究をするのが相当と認められる事件。()内の数字は、弁護士会への移送についての求意見中及び個人情報の第三者提供の同意確認中の件数。
- 予備審査：人権救済の申立てを受けた後、本調査前に行う予備的な審査。
- 調査不開始：予備審査の結果、調査を継続しても人権侵害又はそのおそれがあると認定することが見込まれない事件。
- 本調査：人権救済申立事件として、人権侵害又はそのおそれの有無などを調査すること。
- 不措置：調査の結果、措置をとるに至らないと認められる事件。
- 措置：調査の結果、人権侵害又はそのおそれがあると認められる事件であり、措置の内容としては、司法的措置(告発、準起訴)、警告(意見を通告し、反省を求める)、勧告(適切な処置を求める)、要望(趣旨の実現を期待)、助言・協力、意見の表明がある。
- 併合：関連事件の調査を併合して行うこと。
- 中止：申立人により取り下げがあった事件、申立人の死亡又は行方不明が明らかになった事件等。
- 求補正中：人権救済の申立てを受けた後、委員会での検討を行う前に、申立人に対し、申立ての趣旨の確認など補正を求めているもの(2010年度は7件)。
- 当該年度措置件数(過年度申立て含む)：当該年度中に措置を行った件数(当該年度以前に申立てを受けた事件も含む)。